

静岡県へき地手当支給規則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第11号

静岡県へき地手当支給規則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則
(静岡県へき地手当支給規則の一部改正)

第1条 静岡県へき地手当支給規則(昭和45年静岡県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1				別表第1			
	所在地	学校・共同調理場名	級別区分		所在地	学校・共同調理場名	級別区分
(略)				(略)			
中学校	(略)			中学校	(略)		
	沼津市戸田 875	戸田中学校	(略)		沼津市戸田 883	戸田中学校	(略)
	(略)				(略)		
	賀茂郡西伊豆町宇久須 862の6	賀茂中学校	(略)		賀茂郡西伊豆町宇久須 862の6	西伊豆中学校	(略)
(略)				(略)			
共同調理場	沼津市戸田 875	沼津市立戸田中学校 共同調理場	(略)	共同調理場	賀茂郡西伊豆町宇久須 836の2	(略)	(略)
	賀茂郡西伊豆町宇久須 836の2	(略)					
別表第3				別表第3			
	所在地	学校・共同調理場名			所在地	学校・共同調理場名	
小学校	(略)			小学校	(略)		
	榛原郡川根本町下長尾 281	中川根南部小学校			榛原郡川根本町下長尾 281	中川根南部小学校	
	周智郡森町 三倉 740	三倉小学校					

中学校	賀茂郡西伊豆町中753の1	西伊豆中学校	共同調理場	榛原郡川根本町青部字沢間原 18	川根本町学校給食共同調理場
共同調理場	榛原郡川根本町青部字沢間原 18	川根本町学校給食共同調理場			

備考 改正箇所は、下線の引かれた部分である。

(静岡県立高等学校学則の一部改正)

第2条 静岡県立高等学校学則(昭和28年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(中学校との一貫性に配慮した教育)</p> <p>第1条の3 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第87条第1項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>高等学校名</td> <td>静岡県立松崎高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中学校名</td> <td>松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校 <u>西伊豆町立賀茂中学校</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高等学校名	静岡県立松崎高等学校	(略)	中学校名	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校 <u>西伊豆町立賀茂中学校</u>	(略)	<p>(中学校との一貫性に配慮した教育)</p> <p>第1条の3 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第87条第1項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>高等学校名</td> <td>静岡県立松崎高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中学校名</td> <td>松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高等学校名	静岡県立松崎高等学校	(略)	中学校名	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校	(略)
高等学校名	静岡県立松崎高等学校	(略)											
中学校名	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校 <u>西伊豆町立賀茂中学校</u>	(略)											
高等学校名	静岡県立松崎高等学校	(略)											
中学校名	松崎町立松崎中学校 西伊豆町立西伊豆中学校	(略)											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。